

第2弾 コロナにまけない！春日井応援券『つかエール』実施要綱

1. 目的

新型コロナウイルス感染症の拡大、それに伴う外出自粛の影響により大きく冷え込んだ地域経済の活性化並びに特に大きな影響を受けた中小・零細事業者の支援を目的に実施する。

2. 事業名称 春日井応援券発行事業

3. 商品券名 春日井応援券『つかエール』

4. 実施主体 春日井応援券発行事業実行委員会

5. 事業内容

(1) 登録店資格

春日井市内に店舗を有する飲食業、小売業、サービス業など

※ただし、食品スーパー、コンビニ、ドラッグストア、ホームセンター並びに店舗面積が1,000㎡を超える店舗を除く

※「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第2条の適用を受けている店舗、その他春日井応援券発行事業実行委員会が別に定める業種は登録できません。

(2) 登録店申込期間（追加） 令和2年9月28日（月）～10月12日（月）

(3) 応援券発行総額 2億1千万円（第1弾の販売総額の残額分）

(4) 応援券販売単位

A) 2,000円（@500円×5箇所、額面2,500円）のスタンプカード

B) 5,000円（@500円×13箇所、額面6,500円）のスタンプカード

注1) 応援券は、スタンプカードです。スタンプ枠の消し込みにより残額を管理します。

注2) 応援券は、利用者（購入者）が登録店の中から選んだ利用したい店（応援したい店）のみで利用ができます。

(5) 申込・販売期間

令和2年11月1日（日）～11月30日（月）

(6) 購入できる方

春日井市在住、在勤、在学の個人（年齢制限なし）

(7) 申込・販売方法

申込・販売受付

利用者（購入者）が登録店の中から利用したい店（応援したい店）を選び、ホームページ<https://www.kcci.or.jp/>からダウンロード、もしくは登録店店頭にて配布している「購入申込書」に必要事項を記入して、当該店舗に提出することで申込が完了すると同時に、その場で応援券の販売をすることとしています。

※第2弾は予約受付、引換券の発送はしません。

※登録店店頭で申込・販売が同時に完了することとなります。

(8) 申込・販売場所

各登録店店頭にて先着順。（店頭にある応援券が無くなり次第終了）

(9) 利用制限

利用者購入上限額：第1弾購入額からの通算で、1人あたり10万円まで。

※複数店舗での購入も可能ですが、1人総計10万円まで。

登録店取扱上限額：第1弾から参加している登録店は、1店舗あたり200万円まで。
(200万円から第1弾販売額を差引いた額のうち希望する金額)
第2弾から新たに参加する登録店は、1店舗あたり50万円までの
うち希望する額
※希望額が発行総額を超えた場合は、希望に沿えない場合あり

(10) 利用期間

令和2年11月1日(日)～令和3年4月30日(金)

6. 登録店の費用

- (1) 登録料 第2弾から参加の登録店、1店舗あたり
3,000円(商工会議所会員及び春日井市商店街連合会加盟店)
6,000円(上記に該当しない店舗)
※第1弾から参加している登録店は、必要ありません
- (2) 換金手数料 換金の必要はありません。後述の入金方法を参照してください。
- (3) 消耗品 応援券登録店ポスター等の消耗品は、登録料に含まれます。

7. 登録店の役割

- (1) 応援券登録店であることが分かる掲示物等を店頭に表示して頂き、自店で応援券を利用してもらうため、来店客や既存顧客を中心に応援券のPRをして頂きます。
- (2) 申込・販売期間中に利用者(購入者)が来店しますので、店頭にて「購入申込書」を記入していただき、その場で応援券の販売を行って頂きます。(購入申込書及び代金の受領)
- (3) 申込・販売期間中に受付した「購入申込書」は各店にて保管し、申込・販売期間終了後に速やかに実行委員会(商工会議所)へ提出してください。なお、店頭にある応援券を全て販売終了した場合は、その時点で提出可能です。(提出締切：令和2年12月11日まで)
ただし、「購入申込書」は必ず登録店ごとに取りまとめの上、保管・提出をお願いします。
複数店舗を展開している事業所は特にご注意ください。
- (4) 登録店により応援券が利用できる商品・サービスに制限を設ける場合は、各店舗において『店頭での表示』、『お客さまへの接客』等により十分にご案内をしてください。
- (5) 応援券でのタバコ、税金及び電気・ガス・水道等の公共料金並びに有価証券・切手・ギフト券等の換金性の高い商品の利用はできません。※お酒の販売は可能です。
- (6) 応援券裏面の取扱登録店欄に登録店の押印がない応援券は、理由を問わず無効となります。
ご留意いただくとともに、応援券利用の際は必ず確認を行ってください。
- (7) 応援券の有効期限は、令和3年4月30日(金)までです。
- (8) 応援券で代金を受領の際、釣銭が発生しても出さないようにしてください。
500円単位以上の商品・サービスに利用いただくようお客様にご案内ください。
- (9) 使用済み応援券は、破棄してください。(第2弾では「お楽しみ抽選会」は実施しませんが、第1弾販売分については、引き続き回収対応をお願いします)
- (10) 応援券並びに購入申込書の盗難・紛失・汚損または滅失などに関して、実行委員会は一切その責を負いません。保管には十分ご注意ください。
- (11) 利用期間内にやむを得ず店舗を閉店する場合は、実行委員会へ連絡の上、購入済みの顧客に残金の清算を必ず行ってください。
- (12) 自身の店舗の応援券については、経営者、従業員及び店舗関係者は購入できません。
- (13) 故意に閉店させたことが発覚した場合は、応援券申込相当額を返金していただきます。
不正に応援券及びプレミアム分を取得する等の行為が発覚した場合は、「補助金適正化法」により、ただちに相当額の返金を求めるとともに参加資格を停止し、事業者名をHP等で

公表します。なお、悪質な場合は当局への通告を行いますのでご注意ください。

(14) 申込者の個人情報には厳重に管理するとともに、当事業以外に利用することはできません。

(15) 店頭での申込・販売に関する対応は、通常の店舗利用者と応援券購入のみのお客様の対応を分ける、掲示物を貼る等、利用者に分かりやすい対応方法を十分に検討してください。

8. 登録店のPR手法

(1) ホームページ（パソコン用、スマホ用）での登録店一覧掲載を行います。※随時更新一覧表の掲載項目は、登録店番号・店舗名・所在地・TEL・URLとし、実行委員会の定めた業種区分で掲載します。

(2) 「月刊はるる11月号」に店舗名一覧掲載を行います。

※第2弾から参加する登録店については、10月6日までに申込受付したものに限り。

(3) 10月15日号の「広報かすがい」や新聞記事、タウン誌掲載などで、登録店一覧掲載を行っているホームページへ誘導します。

(4) 登録店ポスター（規格：B3サイズ程度 364×515mm）を2枚配布します。また、データ（ダウンロード版）をホームページに掲載します。

9. 当事業PR計画

(1) 新聞各社（中日新聞、中部経済新聞他）事業PR掲載依頼

(2) タウン誌にPR記事掲載

(3) 春日井市広報に記事掲載

(4) ホームページ等（春日井市・春日井商工会議所・春日井市商店街連合会）によるPR

10. 入金方法

(1) 利用者（購入者）に販売した“代金”の入金

登録店店頭にて申込・販売対応をした際に、利用者（購入者）から受領した応援券の代金を、各登録店の売上として入金していただきます。

※別途、請求や換金手続きなどは必要ありません。

※会計上の経理処理については、各店舗に合わせて対応をお願いします。

(2) 申込・販売時に受付した「購入申込書」等の提出による“プレミアム分”の入金

登録店店頭にて申込・販売対応をした際に受付した「購入申込書」等を実行委員会（商工会議所）に提出することで後日、プレミアム分金額を指定口座へお振込みさせていただきます。

※申込・販売対応時は、必ず「購入申込書」で受付し、保管してください。

※「購入申込書」の提出がない場合は、プレミアム分算出に必要な情報が得られないため、いかなる理由があっても、プレミアム分のお支払いはできません。

※店頭にある応援券を全て販売終了した場合は、提出期間を待たずに提出が可能です。

【購入申込書提出期間】令和2年12月1日（火）～12月11日（金）

【プレミアム分支払日】令和3年1月12日（月）予定

11. お得な抽選会

第1弾販売分の応援券のみが対象です。第2弾では実施しません。

12. 登録店申込時の提出書類

(1) 登録店申込書

◎お問合せ先

春日井応援券発行事業実行委員会（事務局 春日井商工会議所 事業推進課）

春日井市鳥居松町5丁目45番地 TEL (0568) 81-4141 FAX (0568) 81-3123

●登録店のみなさまに対応していただく主な事項

1) 自店に割り当てられた応援券引き取り

実行委員会から引き取り依頼の連絡をしますので、期日までに実行委員会窓口へお越しください。

応援券の受渡が完了しませんと、利用者に迷惑がかかってしまいます

2) 応援券の「取扱登録店欄」に自店のゴム印を押印

応援券裏面の「取扱登録店欄」に、自店のゴム印を押印してください。

登録店押印がない応援券は、いかなる理由でも無効です。押し忘れがないようご注意ください。

3) 応援券の申込・販売対応

利用者が来店したら、「購入申込書」を記入していただき受付すると同時に、応援券の販売をします。申込書と代金を受け取り、受け取った申込書は実行委員会提出まで保管、代金は自店売上として処理してください。

【申込・販売期間：令和2年11月1日（日）～11月30日（月）】

4) 申込・販売時に受け取った「購入申込書」等の提出

プレミアム分をお支払いするため、「購入申込書」等を提出してください。店頭にある応援券を全て販売終了した場合は、提出期間を待たずに提出が可能です。提出がないと、プレミアム分算出の情報を得られないため、いかなる理由があってもプレミアム分のお支払いはできません。

【提出期間：令和2年12月1日（火）～12月11日（金）】

5) 応援券スタンプ枠の消し込み処理

応援券は500円ごとに利用できるスタンプカード形式です。500円毎に必ずスタンプ枠の消し込みをしてください。消し込み方法は、各店で対応できる方法で構いません。

※スタンプ枠は、直径1.5cm程度。代表者シャチハタ、市販のスタンプ、自店使用スタンプも可。

※マジックやボールペンで「バツ印」を記入する消し込みも可。

※消し込み忘れ、他店舗応援券への消し込み等には十分にご注意ください。

6) 使用済み応援券について

使用済み応援券は破棄してください。（第2弾では「お得な抽選会」は実施しません）

★★第1弾販売分の使用済み応援券について★★

第1弾販売分の使用済み応援券は、後日行う「お得な抽選会」への応募券となります。応募希望者については、住所、氏名、電話番号が記載されていることを確認して回収し、実行委員会（商工会議所）まで持参いただきますようお願いいたします。【令和3年2月22日まで】

●応援券利用期間

第1弾販売分：令和2年8月11日（火）～令和3年2月10日（水）

第2弾販売分：令和2年11月1日（日）～令和3年4月30日（金）

本説明書は、分かりやすく要点をまとめたものです。

詳細については、必ず実施要綱でご確認の上、ご対応いただきますようお願い申し上げます。